

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新について

○協議事項

協議内容	自家用有償旅客運送の有効期間更新
協議理由	一般旅客自動車運動業者によることが困難であり、かつ地域住民等の旅客輸送を確保するために引き続きの運行が必要であるため、中部運輸支局愛知運輸更支局へ更新登録の申請を行う。
有効期限	更新前：令和５年６月１日から令和８年５月３１日まで 更新後：令和８年６月１日から令和１１年５月３１日まで

※サービス内容に変更はありません。

○福祉有償運送事業概要

5 km未満	基本料金 5 0 0 円定額												
5 km未満	基本料金 5 0 0 円、1 km毎に 1 0 0 円加算												
※利用料算出 方法	(運行距離－ 5 km) × 1 0 0 円												
【利用方法】	使い方に応じてサービス事業者を選び、直接電話予約。 車の乗降に不安があるので福祉車輛を利用したい けど病院内の移動などで付き添いの方が必要 平日昼間の通院・買い物などに使いたい 病気・怪我などの緊急時に使いたい (救急車を呼ぶほどでない場合) 土日、平日夜間に係る通院・買い物など 1 カ月以内に診療予約が決まった場合など 乗り合わせで安価に利用したい → 設楽町 シルバー人材センター → 田口乗用自動車 納庫タクシー ※シルバー人材センターの予約は、利用日の 1 週間前まで。 タクシーの予約は、当日も可能。												
【利用者】	自らバスなどの利用が困難で、要支援・要介護認定者、障害をお持ちの方等												
【利用目的】	通院、買い物など目的に制限なし												
【行き先】	愛知県内全域と静岡県浜松市内が可能。 乗る場所、降りる場所のいずれかが設楽町であること。												
【車輛】	シルバー人材センター 福祉車輛 3 台 タクシー事業者 乗用車 計 2 台												
【実績】 (延べ利用 者)	実績 (延べ利用人数) <table><tr><td></td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>シルバー人材センター</td><td>312 人</td><td>283 人</td><td>455 人</td></tr><tr><td>タクシー事業者</td><td>381 人</td><td>446 人</td><td>387 人</td></tr></table>		R5	R6	R7	シルバー人材センター	312 人	283 人	455 人	タクシー事業者	381 人	446 人	387 人
	R5	R6	R7										
シルバー人材センター	312 人	283 人	455 人										
タクシー事業者	381 人	446 人	387 人										
【その他】	事故報告：なし (R5 0 件・R6 0 件・R7 0 件)												

令和 8 年 4 月 日

中部運輸局 愛知運輸支局長 殿

名 称 愛知県北設楽郡設楽町
住 所 北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
代表者の氏名 設楽町長 土屋 浩

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 愛知県北設楽郡設楽町
住所 〒441-2301
愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
代表者氏名 設楽町長 土屋 浩

2. 登録番号

中愛市福第 3 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
設楽町	北設楽郡公共交通活性化協議会 合意

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
設楽町役場	北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
設楽町役場	所 有	()	1 (0)	()	2 (0)	()	3 (0)
	持 込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	1 (0)	()	2 (0)	()	3 (0)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動」欄又は「特定」欄に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
○	ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
○	ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

片道利用料	
[初乗運賃]	5 kmまで 500 円
[加算運賃]	1 kmまでごとに 100 円

・介護人利用料

1 日の利用につき 500 円

9. （事業者協力型自家用有償旅客運送の場合）協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (2) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (3) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (4) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (5) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (6) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (7) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠

償するための措置を講じていることを証する書類

(8) 運送しようとする旅客の名簿

(9) 登録証

運送の主体（申請者 名）	北設楽郡設楽町
-----------------	---------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 設楽町役場 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

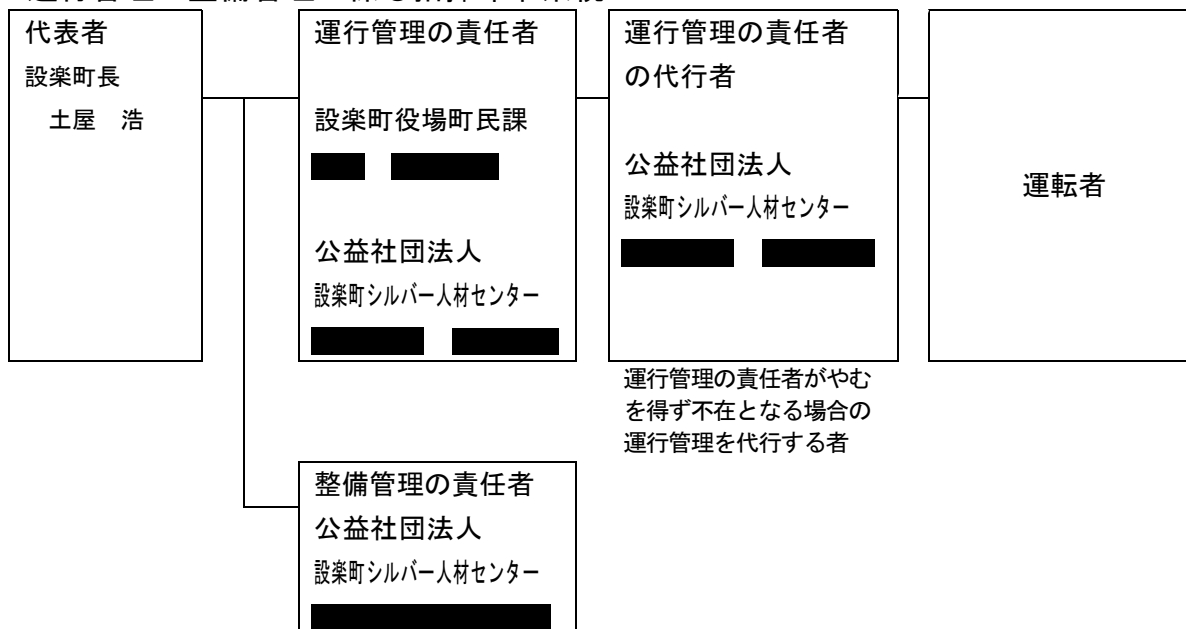
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	設楽町役場 [redacted] [redacted]	設楽町津具字西大桑 3 番地 5		
2	公益社団法人 設楽町シルバー人材センター [redacted] [redacted]	設楽町清崎字山本 2 1 番地 5		○

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に ○ 印を記載するものとする。

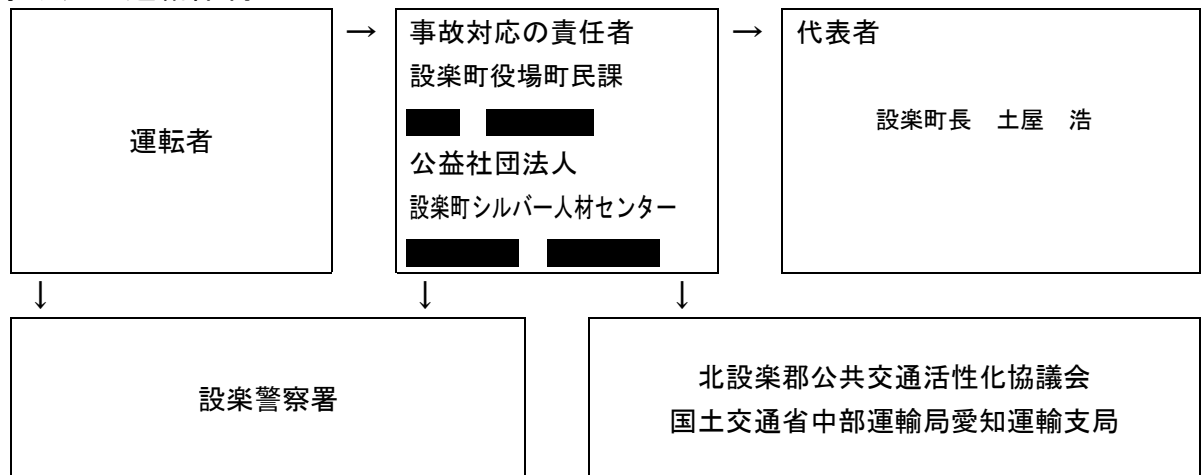
（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	公益社団法人 設楽町シルバー人材センター [redacted] [redacted]	設楽町清崎字山本 2 1 番地 5

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

